

玖珠町企業立地促進助成金

事業概要・目的

玖珠町における企業立地を促進し、新たな雇用機会の創出や地域経済の振興を行うことで、住民生活の向上を図ることを目的としています。

①事業所を新設、増設又は移転する場合に、指定要件を満たしている場合は、**指定立地企業**として指定を受けることができます。

②指定立地企業は、助成要件を満たしている場合は、**助成措置を受けることができます。**

対象事業者及び業種

下記の事業を営む法人又は個人としています。

- 製造業
- 電気・ガス・熱供給業
- 情報サービス業
- インターネット付随サービス業
- 運輸業
- 学術・開発研究機関
- 旅館・ホテル業
- 職業・教育支援施設
- コールセンター業

(※1)情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業の場合は②投資額に関する要件は除外します。

(※2)大分県産業振興条例や玖珠町税特別措置条例の課税免除期間中は助成しません。

(※3)情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業の場合は投資額に対する助成措置はありません。

指定要件

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。(※1)

- ①公害を防止するための適切な措置が講じられていること
- ②投資額が5,000万円以上であること（増設は2,700万円以上）
- ③新規雇用者数が5人以上であること（増設は1人以上）
- ④公租公課の滞納がないこと
- ⑤玖珠町から同一趣旨の補助金その他助成を受けていないこと

助成措置

1. 固定資産税に対する助成（製造業のみ）

製造事業に供する資産に対して課せられる固定資産税相当額を助成します。（新設：5年間 増設又は移転：3年間）
(※2)

2. 新規雇用者に対する助成

立地から3年以内に雇用され、1年以上継続して雇用されている玖珠町民の人数に応じ、1人につき10万円を助成します。
(3年間の助成合計額：500万円まで)

3. 投資額に対する助成（※3）

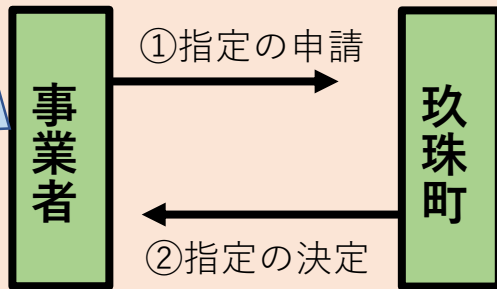
立地に係る投資額のうち、事業の用に供すると認められる投資額の1/10の金額を助成します。（限度額：3,000万円まで）

指定立地企業の指定の流れ

新設又は増設等の着手日より前に申請を行ってください。

(必要書類)

- 指定申請書
- 会社概要書
- 定款の写し及び
法人登記簿謄本
- 事業計画書
- 過去2事業年度の営業報告書
- 滞納のない証明書
- 暴力団等でない旨の宣誓書
- その他参考となる資料 等

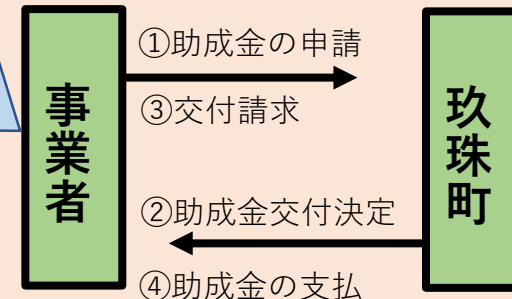


助成金の申請の流れ

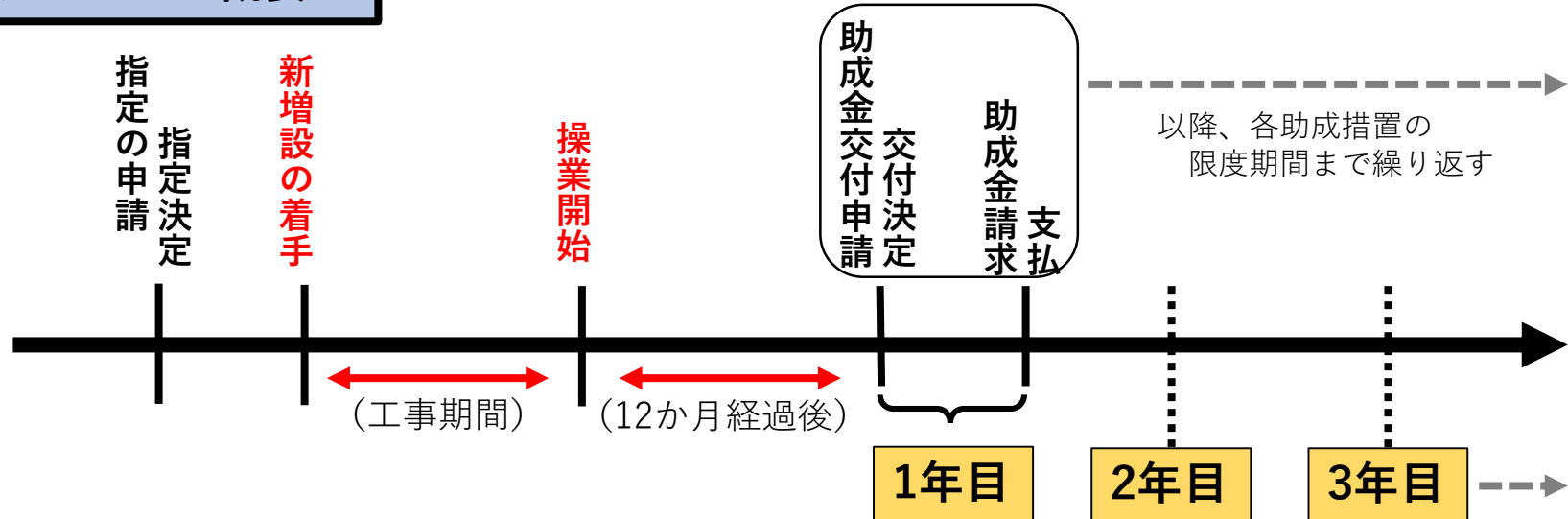
操業開始後、概ね1年を経過した日以降に申請ができます。

(必要書類)

- 必要書類は助成措置の内容で異なりますが、下記の書類が必要です。
- 事業状況報告書
 - 投資に係る売買契約等に伴う
支払領収及びそれに類する書類
 - 労働基準法に定める労働者名簿
 - 滞納のない証明書 等



スケジュール概要



関係法令等

- 玖珠町企業立地促進条例
- 玖珠町企業立地促進条例施行規則
- 大分県産業振興条例
- 玖珠町税特別措置条例
- 玖珠町税特別措置条例施行規則
など